

グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）事業

【利用者像】

- 日中、就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者・精神障害者であって、地域生活を営む上で、一定の日常生活上の支援を必要とする者

（グループホーム）

- 就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している次に掲げる知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者

（ケアホーム）

- 生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者
 - ・ 障害程度区分が区分2（要介護1程度）以上である者

（具体的な利用者のイメージ）

- ・ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら、地域の中で暮らしたい
- ・ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい
- ・ 施設を退所して、地域生活へ移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある

【サービス内容】

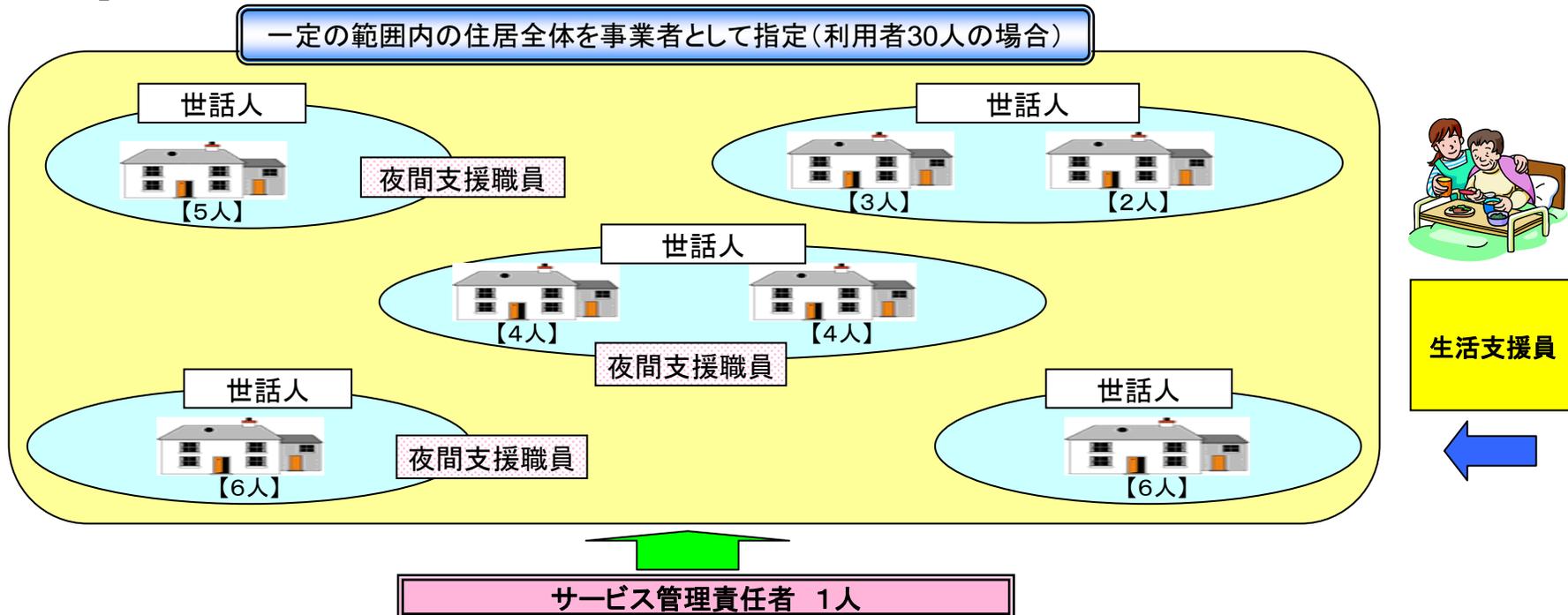
- グループホーム（共同生活援助）については、家事等の日常生活上の支援を提供。
- ケアホーム（共同生活介護）については、食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供。
- また、日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整を実施。

グループホーム・ケアホームの事業運営

【ポイント】

- ① 個々の住居ではなく、一定の範囲に所在する住居全体を事業者として指定。
- ② 世話人は、全体の利用者数に対し、配置。これまで、利用者数にかかわらず1人配置とされている仕組みを改め、10人又は6人につき1人以上の水準を確保。
- ③ サービス管理責任者は、全体の利用者数に対し、30人つき1人以上の水準で配置。
- ④ 生活支援員は、全体の利用者数に対し、利用者ごとの障害程度区分に応じて配置。
- ⑤ 夜間の適切な支援体制を確保(専任職員の配置等の条件に該当する場合には報酬上別に評価)。
- ⑥ 1住居の最低利用人員は2人以上。

【イメージ】



グループホーム・ケアホーム

【施設数・利用者数】

種別	事業所数	利用者数(人)
共同生活援助 (グループホーム)	2, 736	18, 054
共同生活介護 (ケアホーム)	2, 532	23, 151

※平成20年1月分の各都道府県国保連合会のデータを単純集計したものの(複数の都道府県にわたってサービスを提供している場合の事業所数は重複して計上されている。)